

# 大乗会通信

発行 南富良野町字幾寅528番2  
社会福祉法人南富良野大乗会  
印刷所 こざくら園印刷科

## 2013年の新年を迎えて

新年明けましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご健勝で新年を迎えられたことを心からお慶び申し上げます。

日ごろより、当法人の各種事業に対しましては、特段なるご指導、ご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

お陰をもちまして、当法人が経営する障がい者福祉施設「からまつ園」、「こざくら園」、「なんぷ〜香房」、「グループホーム・ケアホーム」及び老人福祉施設「ふくしあ」、「一味園」等のご利用者・職員は、清新な2013年の新年を迎えることができました。これも偏に、皆様の温かいご支援、ご厚情の賜物と心よりお礼申し上げます。

さて、日本の年金・医療・福祉は急速な高齢化に対して制度改革を行いながら必要な給付の確保を図ってきましたが、社会保障給付費は増加を続け景気低迷・人口構成等により、現行の社会保障制度は行き詰ってきています。現在、どこで暮らしても、全ての人々が受益を実感できる社会保障制度の改正に向け、学識者による審議が始まり、多くの皆様がその行方に関心と大きな期待をしている事と思います。

また、法人事業においては、障がい者福祉は大きな制度改革が待ち受けております。平成18年4月に施行した「障害者自立支援法」は、平成25年4月から新たな法律「障害者総合支援法」に変わります。新しい法律では、共生する社会の実現と基本的人権を享有する個人としての尊厳が営まれるよう各種障がい者施策の推進に取り組んでいくものであります。

法人といたしましては、国の示す福祉施策の動向を踏まえ、法人理念である「共に生きる」を基本姿勢として、地域の皆様方のお力添えを賜り、ご利用者の希望・自立・幸せのためのサービスを提供できるようより一層の向上を図ってまいりたいと考えております。

どうぞ、本年も当法人に対しご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

新しい春  
まっさらな春  
一歩を踏み出す



理事長	鷹 嘴	充 子
理事	岩 永	廣一郎
理事	秋 元	忠
理事	大 宮	光 明
理事	山 上	隆 裕
常務理事	石 井	健 治
監 事	河 原	澄 和
監 事	山 西	春 美



## ～「障害者虐待防止法」が平成24年10月1日から施行されました～

### ○ 法律の目的

この法律は、障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組みや、障がいのある方を擁護する人に対する支援措置等を講じることが定められています。

### ○ 「障がい者」とは

身体・知的・精神障がいその他の心身の機能障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態なる者をいう。

### ○ 「障がい者虐待」とは

- ①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいう。

### ○ 「障がい者虐待の類型」は

- ①身体的虐待（叩く、殴る等）、②ネグレスト（十分な食事を与えない、必要な医療・福祉サービスを受けさせない等）、③心理的虐待（怒鳴る、わざと無視する等）④性的虐待（わいせつ行為や話をする等）、⑤経済的虐待（年金や賃金を渡さない、勝手に財産や預貯金を使う等）

虐待防止については、平成12年に児童虐待防止法、平成18年に高齢者虐待防止法が施行されており、今般、障がい者に対する虐待防止法が制定されました。

昨今、虐待により、児童や高齢者が亡くなるという痛ましい事件が続いております。

虐待防止法の中では、虐待に気づいた人の通報義務（国民の義務）も定められています。

当法人福祉施設においては、虐待防止の学習や啓発活動を行うなどして、絶対あってはならないこととして取り組んでいるものであります。

虐待は特定の人や特定の家族や場所で起こるものではありません。

虐待を身近な問題としてとらえ、個人として、また社会として予防や早めの対応に努めていかなければなりません。

高齢者や障がい者等に関する心配ごとやご相談等がありましたら、法人事務局又はお近くの施設等にご連絡ください。

## 《からまつ園施設整備事業完了について》

平成23年5月より進めておりました障害者支援施設「南富良野からまつ園」改築(耐震化工事)に伴う一連の施設整備事業は、平成24年7月に外構工事をもって完了いたしました。11月4日に開催いたしました見学会においては、町民の皆様にお越しいただきありがとうございました。

## 《施設内感染予防対策について》

例年ノロウイルスによる感染症は、12月初旬から年末に向けてピークを迎え、約7割が11月から2月に発生している状況にあります。

厚生労働省は、11月27日にノロウイルスなどによる感染症胃腸炎の患者が増加傾向にあり、同時期としては、過去10年間で2006年に次ぐ2番目に多い水準にあると発表しております。

高齢者施設や障がい者施設においては、インフルエンザ等に罹患された場合はハイリスク（高危険）群の方が多くご利用いただいておりますので、日頃より感染症対策を講じて健康管理に努めております。

各施設に来園の際は予防対策のご理解とご協力をお願い申し上げます。